

障害児教育の指導法

[講義] 第3学年 前期 選択 特支必修 2単位

《担当者名》近藤 尚也 n-kondo@hoku-iryo-u.ac.jp

【概要】

本科目では、障害児とその教育法に関して理解を深めるため、障害児教育の歴史や動向を学習したうえで、知的障害児を中心としてさまざまな障害を含みながら、その指導法や教育支援について学ぶ。

また、知的障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法について、解説する。

【学修目標】

知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場면을想定した授業設計を行う方法を理解する。

到達目標：

- ・ 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確にして指導目標を設定するとともに、日常生活や社会生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、具体的な指導内容で指導することについて理解することができる。
- ・ 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、学習活動への意欲を育てるために、学習に見通しをもてるよう環境を整え、一人一人が集団活動における役割を遂行して充実感や達成感を得られるような工夫を行うことを理解しすることができる。
- ・ 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要なICT及び興味や関心に着目した教材・教具の活用について理解することができる。
- ・ 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成するとともに、授業改善の視点を身に付けることができる。

【学修内容】

回	テーマ	授業内容および学修課題	担当者
1	障害児教育のあり方と指導	特別支援学校や通常学校における障害児教育の動向から、指導を行う上での配慮点を理解する。	近藤
2	初等中等教育に関わる指導法	初等中等教育における障害児教育について、インクルーシブ教育の視点から指導法を理解する。	近藤
3	就学前教育に関わる指導法	就学前（幼児）教育における障害児教育の指導法について、早期療育と合わせて理解する。	近藤
4	高等教育に関わる指導法	高等教育・社会教育（生涯教育）における障害児者教育の現状をふまえて、活用可能な指導法を理解する。	近藤
5	障害児教育における指導と支援	教育的視点と福祉的視点から歴史的背景に関心を持ち、指導と支援の視点を押さえた指導法を理解する。	近藤
6	障害に合わせた指導法の理解1	軽度の障害児（知的障害を中心とした）について、障害特性を理解し、発達の視点から指導法を理解する。	近藤
7	障害に合わせた指導法の理解2	重度の障害児（知的障害を中心とした）について、障害特性を理解し、発達の視点から指導法を理解する。	近藤
8	領域・教科を合わせた指導の指導法1	日常生活の指導の基礎的知識と学習指導案について理解する。	近藤
9	領域・教科を合わせた指導の指導法2	遊びの指導の基礎的知識と学習指導案について理解する。	近藤
10	領域・教科を合わせた指導の指導法3	生活単元学習の指導の基礎的知識と学習指導案について理解する。	近藤
11	領域・教科を合わせた指導の指導法4	作業学習の指導の基礎的知識と学習指導案について理解する。	近藤
12	知的障害児の教科別指導法	知的障害児の教科別指導の基礎的知識と学習指導案について理解する。	近藤
13	自立活動の指導法	自立活動の指導の基礎的知識と学習指導案について理解する。	近藤
14	進路指導の理解	進路指導の基礎的知識を理解する。	近藤
15	まとめ	障害児教育の指導法のまとめと学習指導案の作成。	近藤

【授業実施形態】

面接授業

授業実施形態は、各学部（研究科）、学校の授業実施方針による

【アクティブ・ラーニング】

導入している

【評価方法】

レポート（１００％）により評価する。

レポートについては原則学生に対し個別に振り返りを行う。

【教科書】

その都度プリントを配布する。

【参考書】

「特別支援学校教育要領・学習指導要領」

他必要に応じて提示する。

【学修の準備】

予習として、障害児教育の現状を知るために、新聞、雑誌、メディア等により、情報収集を行い学習の準備を行うこと（２時間）。

復習として、講義資料を参考に、内容の振り返りを行うこと（２時間）。

【免許法施行規則に定める科目区分等】

「特別支援教育領域に関する科目」の「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」に該当する。
中心となる領域：知的障害者 含む領域：病弱者・肢体不自由者